

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年9月12日 16時30分ごろ
発生場所	愛媛県 ^{ましまき} 松前町松前港西方沖 松前港西防波堤灯台から真方位269°540m付近 (概位 北緯33°47.2' 東経132°41.2')
事故の概要	プレジャーボートさやⅡは、東進中、また、漁船 ^{まきなお} 将直丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年10月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート さやⅡ、3.1トン 281-42862愛媛、個人所有 B 漁船 将直丸、1.3トン EH3-25342（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に破口 B 船橋船尾側に破口及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りを終えて松前港に帰港するため、船首が浮上して左右約5°の死角が生じた状態で約15ノットの対地速力で東進中、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 船長Aは、ふだんは他船がない時間帯や海域であったので、他船はいないと思い、レーダーの電源を入れず、船首を左右に振って死角を補う見張りを行っていなかった。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、建て網漁を行いながら漂流中、後方から接近するA船を認めたが、これまでは後方から接近する他船がB船を避けてくれていたので、A船が避けてくれるものと思い、船首甲板上で魚の選別等を行っていたところ、A船を船尾至近に認めたがどうすることもできず、A船と衝突した。
分析	A船は、船首が浮上して船首方に死角が生じた状態で東進中、船長Aが、他船がないと思い、航行を続けたことから、船首方に漂流していたB船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、ふだんは他船がない時間帯や海域であったことから、

	<p>他船はいないと思っていたものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、これまでは後方から接近する他船がB船を避けてくれていたので、A船がB船を避けてくれるものと思い、船首甲板上で魚の選別等を行いながら漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、船首が浮上して船首方に死角が生じた状態で東進中、B船が漂泊中、船長Aが、他船がないと思い、航行を続け、また、船長Bが、後方から接近してくるA船がB船を避けてくれるものと思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、船首に死角が生じた状態で航行中は、ふだんは船を見ない時間帯や場所においても、前路に他船がないと思い込まず、レーダーを活用するとともに、船首を左右に振るなどして死角を補う操船を行うこと。 ・ 船長は、漂泊中または漁労中に、接近する他船を認めたときには、他船が避けてくれると安易に思わず、余裕のある時機に注意喚起を行ったり、移動したりして衝突を避けるための措置をとること。